

個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム		
行政機関等の名称	静岡県富士市		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健部国保年金課		
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の資格管理、給付、課税のために利用する。		
記録項目	1宛名番号、2記号番号、3氏名、4住所、5生年月日、6性別、7続柄、8国民健康保険資格情報、9国民健康保険税課税情報、10国民健康保険税収納情報、11国民健康保険給付情報		
記録範囲	富士市国保加入世帯の世帯主ならびに富士市国保加入者（課税情報は20年保存・保険給付情報は5年保存）		
記録情報の収集方法	本人、実施機関内部、市民課、市民税課、資産税課、介護保険課、前住所地市区町村民税担当課、国民健康保険団体連合会		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	市民税課、収納課、介護保険課、子育て給付課、市民課、警察署、税務署		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	総務部総務課	
	所在地	静岡県富士市永田町1-100	
他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度			
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） <input checked="" type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル（付随する紙ファイルの有無） <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称		
	所在地		
行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	名称		
	所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間			
条例要配慮個人情報が含まれる旨	含まない		
備考	課税誤謬に伴う賦課更正が最大20年遡及する可能性があるため、課税情報を20年間保存する		